

平成15年第1回瑞穂市議会臨時会会議録(第2号)

平成15年5月14日(水)午前9時開議

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 承認第1号 瑞穂市役所の位置を定める条例ほか130件の条例の専決処分について
- 日程第3 承認第2号 平成15年度瑞穂市一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算の専決処分について
- 日程第4 承認第3号 岐阜県市町村会館組合への加入ほか3件の一部事務組合への加入についての専決処分について
- 日程第5 承認第4号 もとす広域連合への加入についての専決処分について
- 日程第6 承認第5号 岐阜地域広域市町村圏協議会及び根尾川堤防道路補修協議会への加入についての専決処分について
- 日程第7 承認第6号 岐阜市との間の消防の事務委託に関する専決処分について
- 日程第8 承認第7号 証明書の交付等に関する事務の委託について(岐阜市)ほか39件の専決処分について
- 日程第9 承認第8号 瑞穂市指定金融機関の指定に関する専決処分について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

| | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 桜木 ゆう子 | 2番 | 新井 正 信 |
| 3番 | 岡田 均 | 4番 | 吉村 武 弘 |
| 5番 | 太田 定 敏 | 6番 | 日高 清 |
| 7番 | 小川 勝 範 | 8番 | 小寺 徹 |
| 9番 | 藤橋 禮 治 | 10番 | 山本 訓 男 |
| 11番 | 広瀬 捨 男 | 12番 | 清水 貞 夫 |
| 13番 | 加藤 茂 晃 | 14番 | 星川 睦 枝 |
| 15番 | 棚瀬 悦 宏 | 16番 | 武藤 善 照 |
| 17番 | 日比野 昇 | 18番 | 土屋 勝 義 |
| 19番 | 澤井 幸 一 | 20番 | 辻 文 雄 |
| 21番 | 松野 義 和 | 22番 | 馬 淵 金 雄 |
| 23番 | 西岡 一 成 | 24番 | 松野 周 一 |

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 25番 | 西岡 妙子 | 26番 | 佐藤 多喜夫 |
| 27番 | 広瀬 正雄 | 28番 | 山田 隆義 |
| 29番 | 児玉 春一 | 30番 | 進藤 末次 |
| 31番 | 松野 武則 | 32番 | 吉本 幸一 |

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 市長 職務執行者 | 福野 寿英 | 収入役 職務代理者 | 馬 淵 哲 男 |
| 教育長 職務代理者 | 福野 正 | 市長公室長 | 青 木 輝 夫 |
| 総務部長 | 関 谷 巖 | 市民部長 | 松 尾 治 幸 |
| 巢南庁舎 管理部長 | 河 合 和 義 | 都市整備部長 | 水 野 年 彦 |
| 水道部長 | 松 野 光 彦 | 調整監 | 今 村 章 二 |

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 豊 田 正 利 | 書 記 | 広 瀬 照 泰 |
| 書 記 | 古 田 啓 之 | | |

開議の宣告

議長（吉本幸一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は32名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

諸般の報告

議長（吉本幸一君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

昨日開催されました議会運営委員会において、委員長が日比野昇君に、副委員長が山本訓男君に決定いたしましたので、御報告をいたします。

これで諸般の報告を終わります。

承認第 1 号から承認第 8 号までについて（提案説明）

承認第 1 号及び承認第 2 号について（質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第 2、承認第 1 号瑞穂市役所の位置を定める条例ほか 130 件の条例の専決処分についてから日程第 9、承認第 8 号瑞穂市指定金融機関の指定に関する専決処分についてまでを一括議題といたしたいと思えます。

市長職務執行者提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者 福野寿英君。

市長職務執行者（福野寿英君） 皆さん、おはようございます。

今ございましたように、第 1 回の瑞穂市議会臨時会の提案説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

平成 15 年第 1 回瑞穂市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはそろって御出席をいただき、まことにありがとうございます。

瑞穂市は、5 月 1 日に新しい歩みを始めたばかりでございます。きのうの議会冒頭に皆様方をお願いをいたしましたところでございますけれども、瑞穂市の今後の発展に御尽力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

さて、本議会は瑞穂市として初めての議会であります。私どもから御審議願いたく提出させていただいた議案は、通常の議会とは異なり、瑞穂市のスタートのために専決処分をさせていただいた議案で、承認第 1 号から承認第 8 号、並びにもとす広域連合議会の議員選挙について及び農業委員会委員の推薦についてであります。よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、各議案について概要を説明申し上げます。

承認第1号瑞穂市役所の位置を定める条例ほか130件の条例の専決処分についてであります。本案件は、穂積町と巣南町の廃置分合により新市瑞穂市が発足いたしましたことに伴い、瑞穂市が行政事務を運営するにおいて必要な条例131件について、地方自治法第179条第1項の規定により平成15年5月1日付をもって専決処分したものであります。

これら条例については、旧2町間において事務すり合わせ等を行い、重要事項については合併協議会、専門部会及び協議会においてお諮りし、審議を賜って策定したものであります。これら条例は空白期間を設けることができないものであるため、専決処分したものでございます。

次に、承認第2号平成15年度瑞穂市一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算の専決処分についてであります。これは瑞穂市の一般会計ほか8件の会計の予算について、地方自治法施行令第2条の規定により、いずれも5月から7月までの3ヵ月間の暫定予算を編成したものであります。

それでは、個別の会計の概要を説明申し上げます。

平成15年度一般会計暫定予算の歳入歳出それぞれ44億3,878万3,000円、国民健康保険事業特別会計暫定予算の歳入歳出それぞれ8億2,043万2,000円、学校給食事業特別会計暫定予算の歳入歳出それぞれ9,614万5,000円、老人保健事業特別会計暫定予算の歳入歳出それぞれ6億8,940万2,000円、下水道事業特別会計暫定予算の歳入歳出それぞれ8億4,844万4,000円、農業集落排水事業特別会計暫定予算の歳入歳出それぞれ930万2,000円、下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計暫定予算の歳入歳出それぞれ8億9,257万1,000円、土地取得事業特別会計暫定予算の歳入歳出それぞれ103万4,000円といたしております。

また、企業会計である水道事業特別会計暫定予算につきましては、収益的収入は1億3,906万9,000円、収益的支出は1億2,313万6,000円、資本的収入は1億1,701万1,000円、資本的支出を1億4,916万円といたしております。

続きまして、承認第3号岐阜県市町村会館組合への加入ほか3件の一部事務組合への加入についての専決処分について及び承認第4号もとす広域連合への加入についての専決処分についてでございますが、この2件は瑞穂市の設置に伴い、岐阜県市町村会館組合、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合、西濃環境整備組合、本巣消防事務組合及びもとす広域連合に加入するため、地方自治法第252条の6の規定に基づき関係地方公共団体との協議によりこれを定め、同法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

次に、承認第5号岐阜地域広域市町村圏協議会及び根尾川堤防道路補修協議会への加入についての専決処分についてであります。これも両協議会の加入について、地方自治法第252条の6の規定に基づき関係地方公共団体との協議によりこれを定め、同法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

続いて、承認第6号岐阜市との間の消防の事務委託に関する専決処分についてですが、これは旧穂積町の区域につき消防事務を岐阜市に委託しておりましたが、引き続き委託するもので、緊急性を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

続いて、承認第7号証明書の交付等に関する事務の委託について（岐阜市）ほか39件の専決処分についてであります。これは40市町村が広域にて相互に証明書の交付等の事務委託を行うものであります。旧2町も行ってきた経緯を踏まえ、引き続き行うこととして、地方自治法第252条の14の規定に基づき、岐阜市ほか39団体と協議によりこれを定め、同法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

次に、承認第8号瑞穂市指定金融機関の指定に関する専決処分についてであります。瑞穂市が設置されたことに伴い、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき瑞穂市の指定金融機関を指定し、同法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

以上、専決させていただきました189件につきまして十分御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。議長（吉本幸一君）では、ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時18分

再開 午前10時23分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は32名であります。休憩前に引き続き会議を開きます。

承認第1号瑞穂市役所の位置を定める条例ほか130件の条例の専決処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております承認第1号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

8番（小寺 徹君） 専決処分に対する意見・要望、また反対の討論を行います。

まず番号6番、瑞穂市行政組織条例について、行政研究チームが発足をし、行革・防災・子育て・全市プロムナードという形で研究を進められておると先ほどの答弁がございましたけれども、この研究に当たっては、住民の要望・意見がどこにあるのかというのをしっかりつかんだ研究が必要だと思います。アンケートとか、そういうような住民の要望を聞く手だてもぜひひとつ考えて研究を進めてほしいということを一つ要望しておきます。

番号8番、瑞穂市情報公開条例についてでございますが、合併協議会の中で、新市計画で情報公開の項がありまして、私はそのときに情報公開を、住民の知る権利を尊重し、プライバシーに関する以外のものはすべて公開をすると、そういう原則を確立する必要があるということ修正提案しました。いろいろ論議がありまして、最後の議長のまとめは、そういう討論を含めて今後検討するということになりました。ぜひひとつ情報公開条例を今後、住民の知る権利をしっかり把握し、プライバシーに関するもの以外は公開をすると、そういう原則を確立しながら情報公開条例を今後見直していくという方向にしてほしいという意見でございます。

16点目の瑞穂市監査委員条例でございますが、合併をして予算規模も大きくなり、財政規模も大きくなりますので、住民からの税金をしっかり監査していくということが重要な任務であります。そういう点で、その監査をしっかりするための外部監査の導入というのをぜひひとつ今後の条例の見直しの中でやってほしいということを意見として申し上げておきます。答弁では、新しい市長の中でということでありましたけれども、ぜひそれは新しい市長にそういうことを申し送りしてほしいということでもあります。

最後になりますが、83番目の瑞穂市国民健康保険条例でございますけれども、保険税について、穂積町・巢南町の旧の税率を採用していくと、そういうことの条例でありますけれども、私は巢南町の議会の中でも国民健康保険税が現行は非常に高いということで、値下げを毎回の予算の中でも要求してきました。現在滞納者も多く、また国民健康保険事業は大体町民の3分の1ぐらいの方が加入してみえて、その人たちの健康と命を守る非常に重要な事業であります。そういう事業を、負担を軽減しサービスをよくする、そういう立場から保険税の値下げをする必要があるという点で、この瑞穂市国民健康保険条例については、私は反対であるという立場を表明しておきます。以上です。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） では、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号瑞穂市役所の位置を定める条例ほか130件の条例の専決処分についてを採決いたします。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数でございます。したがって、承認第1号瑞穂市役所の位置を定める条例ほか130件の条例の専決処分については承認することに決定をいたしました。

議事の都合で暫時休憩をして、また向こうでお願いします。

休憩 午前10時31分

再開 午前11時40分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は32名でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

承認第2号平成15年度瑞穂市一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算の専決処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております承認第2号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺議員。

8番（小寺 徹君） 私は、平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計暫定予算書に反対をいたします。

反対の理由は、先ほど専決処分されました瑞穂市国民健康保険条例と同じ趣旨でありますので割愛をさせていただきます。以上です。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これから承認第2号平成15年度瑞穂市一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算の専決処分についてを採決いたします。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数でございます。したがって、承認第2号平成15年度瑞穂市一般会計暫定予算ほか8件の暫定予算の専決処分については承認することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度でとどめ、延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて終了し、なお、明日15日は休会とし、16日午前9時から会議を開きます。御苦労さんでした。

延会 午前11時43分